

中小企業者・個人事業者のための

令和3年度
鎌ヶ谷市

経営支援

12月3日
から10万
円に増額

給付金

申請締切
令和4年
1月31日
消印有効

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少している市内の中小企業者や個人事業者に対し、1事業者につき**10万円**の支援金を給付します

※令和3年12月2日までに申請し、既に5万円の給付を受けている事業者の方は、追加で5万円の申請ができます

※1事業者が受け取ることができる給付金の額は最大10万円となります

主な対象要件

要件①

原則として、1か月（令和3年4月から同年12月までの任意の月）の売上高が前年又は前々年同月と比較して**30%以上減少**していること

要件②

令和3年3月31日現在、鎌ヶ谷市内に事業所を有すること

要件③

千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象となっていないこと

※他にも対象要件があります。詳しくは、市HPまたは鎌ヶ谷市商工振興課まで。

申請書等入手方法

- ①商工振興課窓口にて配架
- ②市ホームページからダウンロード

※郵送を希望される方は商工振興課までご連絡ください

【市HP】



【申込み・問合せ】

鎌ヶ谷市役所商工振興課（本庁舎2階）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電話：047-445-1411（代表） 午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）